



奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

No. 168

2012
May

5

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)日発行

コールデンウィークの最中の5月3日10:44、日本自閉症協会ホームページ委員会の津田さんから、役員メーリングリストを通じ、ホームページの掲示板に投稿があり「橋下徹大阪市長が率いる地域政党「大阪維新の会」の大阪市議団が「家庭教育支援条例案」(※資料1)を市議会に提出する方針を決めた(日経新聞5月2日)この維新大阪市議団が提出を予定している条例案の中には、家庭での取り組みにより「発達障害を予防する」ということが書かれているようであり、発達障害の理解に混乱を招いてしまわないか気になるどころだと今ネットで話題になっているとの情報が入りました。

早速、家庭教育支援条例案の内容を調べました。あきれた内容でした。

5月3日11:57、NPO法人奈良県自閉症協会理事長河村の名前で、次の内容をメール及びFAXで大阪維新の会と維新大阪市議団の幹事4人合計5通を送りました。「…大阪維新の会・維新大阪市議団 各位…緊急のお願い… NPO法人奈良県自閉症協会の河村舟二と申します。現在、貴大阪維新の会の大阪市議団が提出しようとしている家庭教育支援条例案の中に自閉症や発達障害児者にとっては間違っ、見過ごすことの出来ない記述がありますので、条文の再考をし、訂正をお願いします。すなわち、第15条…乳幼児期の愛着

形成の不足が軽度発達障害またはそれに似た症状を誘発…は間違っており、発達障害など自閉症スペクトラム障害は先天性の脳機能障害であって親の育て方や愛着形成の不足など後天的な原因ではありません。

第16条…予防、早期発見、早期支援の重要性について…発達障害は現在の所予防は出来ません。遺伝子レ

大阪維新の会 家庭教育支援条例案 白紙撤回

ベルでの原因究明研究がなされているところです。

第18条…わが国の伝統的子育てによって発達障害は予防、防止できるものであり、…は全く根拠なしのたためです。自閉症児者の親はかつてこの間違っ認識のために差別されて来たいきさつがあります。このように、多くの問題を含む条例案文ですので、世界中からの笑いものにならないためにも、一度、社団法人日本自閉症協会などに連絡をお取り下さい。…」

5月3日13:02 社団法人日本自閉症協会理事・事務局長補佐の大久保尚洋氏は早速、維新大阪市議団の旧知の議員に連絡をされ、また、日本自閉症協会の市川副会長に倫理啓発委員会としてコメント等の対応を依頼されました。

5月5日朝、昨日、メールしていた大阪維新の会の大阪市議員団、幹事団、団長の坂井良和さんから、河村に直接、電話がありました。内容は不備なものを出してしまい申し訳なかった。維新の会として是正していく。とのことであつたが、案文の元はどこのものか私が尋ねたところ、「親学」を提唱する高橋史朗・明星大教授から資料として提供を受け、親学推進議連で配られている文章がもとになっているとのことでした。また今後は日本自閉症協会とも連絡を取っていききたいということでした。この間、日本自閉症協会メーリングリストでは全国から頻繁に情報の交換が行われました。

新聞等では、5月の市議会に今回の大阪維新の会の家庭教育支援条例案を提案するとしていました。大阪市議会の予定をみると、本会議は5月15日・25日30日委員会文教経済委員会5月21日です。山崎会長からは緊急性を重視して、今日5月6日中に「大阪市会大阪維新の会・幹事団」にメールまたはファックスで送ります。との返事がありました。また連休明けの明日(5月7日)から、この条例案を起草した議員を初め、幹事団に対して各新聞社が取材に入るといった情報があることを知らせてもらいました。

5月6日22:49、副会長の新保氏から、山崎会長名で本日要望書を

大阪市会大阪維新の会へ提出しました。(※資料2)とのメールがありました。時を同じくして、2012年05月06日づけで大阪維新の会大阪市の議員団のホームページに「巷に出回っている家庭教育支援条例案について」<http://ishinnokai-osakashikai.jp/>「家庭教育支援条例案について、ご報告させていただきます。本条例案は、維新案ではありません。ある県で提出された条例案を議員団総会にて所属議員に「たたき台のたたき台」として、配布したものであり、今後の議論の材料として提出されたものです。会派内での議論はこれから進めていきます。また、5月議会では提出いたしません。更に議論を尽くします。」の記事が掲載されました。大阪自閉症協会の福田啓子さんから明日(7日)、大阪市役所へ、当事者団体と一緒に要望書を大阪維新の会市議員、他

議員団提出してきます。との連絡がありました。

5月7日午後、福田さん達が大阪市役所に要望書を持って行かれました。(※資料3)この様子はいち早く、関西テレビのアンカーという番組で18:30頃から大きく放送されました。福田さんによると、7日、市議団に要望書を提出したとき、美延幹事長福島議員が、すぐに「撤回する」と、言われ謝罪されました。これにはわれわれ自閉症協会の迅速な対応が役立ったのだらうとの言葉がありました。他の党にも勉強会の要望書を提出し、14日民主党から懇談会をしたいとの声がかかり、17日には維新の会市議団からも懇談会の依頼をうけ全国LDの会おたふくの会のメンバーと参加されることになりました。また、大阪市福祉局障害者施策部、大阪市教育委員会指導部特別支援教育へも挨拶されたよう

です。

5月9日、和歌山の久保さんから、今後こうした事態を招かないように、全国のそれぞれの自治体に対し教育と福祉関係部署に啓発に行つてはどうかという提案がなされました。久保さんは9日地元の田辺市に行かれ、保健福祉部長と教育長に維新大阪市議団が提出しようとした条例案について話されたようです。教育長は、よく理解されていて「今時、自閉症や発達障害が後天的要因や親の育て方等によって発症すると思っている自治体があるのか」とびっくりされたようでした。それと同時に、「こうしたタイムリーな情報は早く知らせていただいていた」とのことでした。保健福祉部長は、開口一番「大変だったですね」と一連の家庭教育支援条例のことを切り出されました。その上で、今年4月からは「田辺市障害児・者相

談支援センターゆめふる」の職員を2名増員し、6名体制したとのことで、国の発達障害支援体制整備事業から身体、知的、精神、発達障害の4障害の相談支援体制を一元化し、委託先の事業所から市役所内に常駐させ、ワンストップ型の包括支援を行つていくことの説明を受けたようです。8万人程度の自治体としては、全国的にも珍しいシステムです。教育長も保健福祉部長も田辺市はそのような心配は無用であるが、県議会等の議員によっては話しに飛びつく議員がいても不思議はないとの見解でした。また、県教委にも連絡を入れ、特別支援教育室室長に大阪で一連について説明し、注意を喚起されました。われわれ奈良県自閉症協会も和歌山のこの取り組みに学んでいきたいと思ひます。

なお、2012年5月8日づけで、「親が変われば、こどもも変わる」を旗

印とする一般財団法人親学推進協合理事長の高橋史朗氏から「家庭教育支援条例案に対する緊急声明が」だされた。不思議なことに、数年前は確かに氏は「子育てにおける愛情の欠如が発達障害の原因」であるとか「伝統的子育てで発達障害は防止できる」という主張をされていたが、今回の大阪市における問題を受け、この発達障害の防止というのは二次障害についての論であると主張されています。(※資料4)愛情と伝統的子育てで、発達障害の二次障害が防げるといふ説が、ごく少数あるのかもしれませんが、専門家のなかで世界的に一般化された科学的証明とは成っていません。今のところ発達障害と結びつけることは危険だと思います。

現在、超党派の国会議員による親学推進議員連盟が2012年4月10日づけで設立されており、この高橋史

朗氏のあやしい説を取り入れた、親学を推進する家庭教育支援法の制定、政府への推進本部設置や地方自治体での条例制定、国民運動の推進を目指しています。推進議員連盟の国会議員の皆様には、今回問題となったような、愛情の欠如と先天的な脳機能障害である発達障害を結びつけるような非科学的な説や誤解に基づいて、立法されないよう願ひます。そして発達障害への差別・偏見の増幅を懸念する私たち当事者のことを常に念頭に入れ、私たち日本自閉症協会や発達障害の専門家の意見を是非聴いて頂きたいと思ひます。

まだまだ、自閉症をはじめ発達障害については、私たち当事者が考えているほど社会では理解されていません。奈良県自閉症協会は今年度も自閉症の正しい理解の啓発を重点目標に活動を展開したいと思ひます。

(河村)

〈資料1〉大阪維新の会 大阪市民議員団

平成24年5月(※5月2日現在の文書)家庭教育支援条例(案)

第1章 総則

第2章 保護者への支援

第3章 親になるための学びの支援

第4章 発達障害、虐待等の予防・防止

第5章 親の学び・親育ち支援体制の整備

(前文)

かつて子育ての文化は、自然に受け継がれ、父母のみならず、祖父母、兄弟、地域社会などの温かく、時には厳しい眼差しによって支えられてきた。

しかし、戦後の高度成長に伴う核家族化の進展や地域社会の弱体化などによって、子育ての環境は大きく変化し、これまで保持してきた子育

ての知恵や知識が伝承されず、親になる心の準備のないまま、いざ子供に接して途方に暮れる父母が増えている。

近年急増している児童虐待の背景にはさまざまな要因があるが、テレビや携帯電話を見ながら授乳している「ながら授乳」が8割を占めるなど、親心の喪失と親の保護能力の衰退という根本的問題があると思われる。

さらに、近年、軽度発達障害と似た症状の「気になる子」が増加し、「新型学級崩壊」が全国に広がっている。ひきこもりは70万人、その予備軍は155万人に及び、ひきこもりや不登校、虐待、非行等と発達障害との関係も指摘されている。

このような中で、平成18年に教育基本法が改正され、家庭教育の独立規定(第10条)が盛り込まれ、「父母その他の保護者は、子の教育につ

いて第一義的責任を有する」と親の自覚を促すとともに、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と明記した。

これまでの保護者支援策は、ともしれば親の利便性に偏るきらいがあったが、子供の「育ち」が著しく損なわれている今日、子供の健全な成長と発達を保障するという観点に立脚した、親の学び・親育ちを支援する施策が必要とされている。それは、経済の物差しから幸福の物差しへの転換でもある。

このような時代背景にあって、本県の未来を託す子供たちの健やかな成長のために、私たち親自身の成長を期して、本条例を定めるものである。

第1章 (総則)

(目的)

第1条

1項 親およびこれから親になる人への「学習の機会及び情報の提供等」の必要な施策を定めること

2項 保育、家庭教育の観点から、発達障害、虐待等の予防・防止に向けた施策を定めること

3項 前2項の目的を達成するため、家庭教育支援推進計画を定めること

(基本理念)

第2条

家庭教育の支援は、次に掲げる条項を基本理念として、推進されなければならない。

- (1) 親は子の教育について第一義的責任を有すること
- (2) 親と子がともに育つこと
- (3) 発達段階に応じたかかわり方についての科学的知見を共有し、子供

の発達を保障すること
(社会総がかりの取組)

第3条

前2条の目的および基本理念にもとづき、家庭教育の支援は、官民の区別なく、家庭、保育所、学校、企業、地域社会、行政が連携して、社会総がかりで取り組まなければならない

第2章 (保護者への支援)
(保護者への支援の緊急性)

第4条

現に子育て中であるか、またはまもなく親になる人への支援は、緊急を要するため、以下に掲げる施策が、遅滞なく開始されなくてはならない(母子手帳)

第5条

母子手帳交付時からの親の学びの手引き書の配付など啓発活動の実施、ならびに継続的学習機会の提供および学習記録の母子手帳への記載措置

の実施

(乳幼児検診時)

第6条

3ヶ月、6ヶ月、1歳半、3歳児検診時等での講習の実施ならびに母子手帳への学習記録の記載措置の実施(保育園、幼稚園等での学習の場の提供)

第7条

すべての保育園、幼稚園等で、年間に1度以上、保護者会等での「親の学び」カリキュラムの導入

(一日保育士、幼稚園教諭体験)

第8条

すべての保育園、幼稚園で、保護者を対象とした一日保育士体験、一日幼稚園教諭体験の実施の義務化

(学習の場への支援)

第9条

保育園、幼稚園、児童館、民間事業所等での「親の学び」等の開催支援

第3章 (親になるための学びの支

援)
 (親になるための学びの支援の基本)
第10条
 これまで「親になるための学び」はほとんど顧みられることがなく、親になる自覚のないまま親になる場合も多く、様々な問題を惹起していることに鑑み、これから親になる人に対して次に掲げる事項を基本として、学びの機会を提供しなければならない。
 (1) いのちのつながり
 (2) 親になることの喜びと責任
 (3) 子供の発達過程における家族と家庭の重要性
 (学校等での学習機会の導入)
第11条
 小学校から大学まで、発達段階に応じた学習機会を導入する
 (学校用家庭科副読本および道徳副読本への導入)
第12条

小学校から高等学校まで、発達段階に応じて、次に掲げる事項を基本とした家庭科副読本および道徳副読本を作成し活用する
 (1) 家族、家庭、愛着形成の重要性
 (2) 父性的関わり、母性的関わりの重要性
 (3) 結婚、子育ての意義
 (家庭用道徳副読本の導入)
第13条
 前12条の内容に準じて、保護者対象の家庭用道徳副読本を作成し、高校生以下の子供のいる全ての家庭に配付する
 (乳幼児との触れ合い体験学習の推進)
第14条
 中学生から大学生までに対して、保育園、幼稚園で乳幼児の生活に触れる体験学習を義務化する
第4章 (発達障害、虐待等の予防・防止)

(発達障害、虐待等の予防・防止の基本)
第15条
 乳幼児期の愛着形成の不足が軽度発達障害またはそれに似た症状を誘発する大きな要因であると指摘され、また、それが虐待、非行、不登校、引きこもり等に深く関与していることに鑑み、その予防・防止をはかる(保護者、保育関係者等への情報提供、啓発)
第16条
 予防、早期発見、早期支援の重要性について、保護者、保育関係者およびこれから親になる人にあらゆる機会を通じて情報提供し、啓発する(発達障害課の創設)
第17条
 1項 発達障害の予防、改善のための施策は、保育・教育・福祉・医療等の部局間の垣根を廃して推進されなければならない

2項 前1項の目的達成のために、「発達障害課」を創設し、各部局が連携した「発達支援プロジェクト」を立ち上げる
 (伝統的子育ての推進)
第18条
 わが国の伝統的子育てによって発達障害は予防、防止できるものであり、こうした子育ての知恵を学習する機会を親およびこれから親になる人に提供する
 (学際的プロジェクトの推進)
第19条
 保育・教育・福祉・医療等にわたる、発達障害を予防、防止する学際的研究を支援するとともに、各現場での実践的な取り組みを支援し、また、その結果を公表することによって、いっそう有効な予防、防止策の確立を期す
第5章 (親の学び・親育ち支援体制の整備)

(民間の、親の学び・親育ち支援ネットワークの構築推進)
第20条
 親としての学び、親になるための学びの推進には社会総がかりの取り組みが必要なため、民間の、親の学び・親育ち支援ネットワークの構築を支援し、推進する
 (民間有資格者の育成に対する支援)
第21条
 親としての学び、親になるための学びを支援、指導する「親学アドバイザー」など、民間有資格者等の育成を支援する
 (「親守詩」実行委員会の設立による意識啓発)
第22条
 親と子がともに育つ実践の場として、また、家族の絆を深める場として、親守詩実行委員会を設立して発表会等の催しの開催を支援し、意識啓発をおこなう

(家庭教育推進本部の設置と推進計画等の策定)
第23条
 1項 首長直轄の部局として「家庭教育推進本部」を設置し、親としての学び、親になるための学び、発達障害の予防、防止に関する「家庭教育推進計画」を策定する
 2項 「家庭教育推進計画」の実施、進捗状況については検証と公表をおこなう
 〈資料2〉
 平成24年5月6日
 大阪市会大阪維新の会 幹事団
 坂井良和 団長 殿
 社団法人 日本自閉症協会
 会長 山崎晃資
 要望書
 拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
 さて、報道によりますと、貴議員団

が「家庭教育支援条例」(案)を大阪市議会に提出されるとあります。しかしながら、同条例案の発達障害に関する部分は、前提に明確な誤りがあり、内容に疑義があるばかりか、自閉症の人々およびその家族に対する偏見を助長するのではないかという大きな懸念があります。従いまして、全文にわたり、発達障害についての項目には再考が必要と考えますが、とくに第15条と第18条については、大幅な修正を要望いたします。

前提条件の誤りといたしましては、まず、発達障害は脳の機能的な障害であり、予防という概念が当てはまりません。第15条では、「乳幼児期の愛着形成の不足が軽度発達障害またはそれに似た症状を誘発する大きな要因であると指摘され、また、虐待、非行、不登校、引きこもり等に深く関与していることに鑑み、その予防・防止をはかる」とあります。

しかし、乳幼児期の愛着形成は子育てには重要なものと考えますが、その不足が自閉症を含む発達障害の原因でないことは医学的に確立されております。

また、発達障害の人々が虐待されたり、排斥されやすいことは事実ですが、それは、発達障害に問題があるのではなく、発達障害への無理解や支援のなさなどの社会の側の問題として捉えるべきです。従いまして、虐待などの防止は、障害理解の促進および支援の充実によって図られるべきであり、発達障害を防止するという発想に立つべきではありません。発達障害は悪いものであるので予防や改善をしないといけないという発想は、共生社会の実現に逆行するものです。

次に、第18条に、「わが国の伝統的子育てによって発達障害は予防、防止できるものであり、こうした子

育ての知恵を学習する機会を親およびこれから親になる人に提供する」とあります。繰り返しますが発達障害は脳の機能的な障害であるため、わが国の伝統的子育てなどによって予防、防止できるものでも、病気のように治癒するものでもありません。この障害に対する正しい認識にもとづく療育や支援と周囲の理解により社会的困難性を軽減することができます。

貴議員団の条例案のような発達障害に対する偏見や無理解により、当事者やその家族は長年苦しめられてきました。先人達の努力により少しずつ理解が広まってきておりますが、本条例により、その努力が水泡に帰し、偏見や無理解が助長されることを危惧いたします。国連は2007年12月に毎年4月2日を自閉症啓発デーとすることとし、障害がある人もそうでない人も共に生き

る社会の実現のために、障害を持つ人々の権利と福祉を守るという決意を再確認しています。貴議員団の発達障害に対する認識と政策案は科学的根拠を欠き、日本や世界のこの問題に対する取り組みに逆行するものです。第15条および第18条の大幅な修正を含む全文の修正を要望します。

最後に発達障害の正しい理解が進むことを切望するとともに、貴議員団のますますのご活躍をお祈りいたします。

敬具

なお、本要望書についてのご連絡は、(社)日本自閉症協会副会長・新保文彦<〇〇〇>までお願い致します。

<資料3>

大阪維新の会 大阪市議員団御中
要望書

貴議員団が大阪市会に提出を予定さ

れています「家庭教育支援条例(案)」は、「親の愛情不足が発達障害の要因である」「子育ての在り方で発達障害は防止しうる」など発達障害について間違った記述があります。発達障害は、発達障害者支援法第2条において、「この法律において『発達障害』とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」と記述されているように、先天的脳機能障害です。先の条例案の記述は学術的根拠がなく、発達障害についての偏見を増幅するもので、私たちは看過できません。下記、2点を強く要望します。

【要望項目】

1. 「家庭教育支援条例(案)」は、学術的根拠のない論理に基づいてい

るので、その提出を中止してください。

2. 発達障害のある人々とその家族への支援の在り方について、当事者団体、専門家を含めた勉強会を開催してください。

平成24年5月7日

「家庭教育支援条例(案)」を考えるネットワーク(順不同)大阪ADHDを考える会 のびのびキッズ・大阪LD親の会 おたふく会・大阪LD・軽度発達障害親の会 翼・大阪自閉症協会・大阪自閉症支援センターを発展させる会 オアシス・ジョブサイトよど&ジョブジョイントおおさか家族会・自閉症の人のバリアフリーを考える親の会 はぐくみ・高槻市障害児者団体連絡協議会・知的障害者育成会 高槻手をつなぐ親の会・NPO法人 はなしのぶ・東大阪市自閉症児と家族の会 ファミュー

ポレポレネットワーク

参考

・発達障害支援法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H16/H16HO167.html>

・発達障害者情報・支援センター <http://www.rehab.go.jp/ddis/>

・文部科学省特別支援教育関係 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

・発達障害教育情報センター <http://icedd.nise.go.jp/>

※問合せ先

福田 啓子(大阪自閉症協会副会長) 〇〇〇

内藤 孝子(NPO法人全国LD親の会理事長・大阪LD親の会「おたふく会」) 〇〇

〇〇大阪市会議員団 御中

要望書

日頃は、障害のある人やその家族

に対するご理解とご支援をいただき、感謝申し上げます。

5月1日に報道されました大阪維新の会大阪市会議員団が平成24年度第2回大阪市会に提出を予定している「家庭教育支援条例(案)」は、発達障害についての間違った記述があり、偏見を増幅するもので、私たちは看過できません。そこで、5月7日付で、大阪維新の会 大阪市会議員団に添付のように条例案の提出の中止と勉強会の開催を要望しました。

私たちは、大阪市議会において、発達障害のある人とその家族への支援の在り方について、正当な議論が行われ、支援が充実することを願っています。

つきましては、貴市会議員団におかれまして、当事者団体、専門家を含めた勉強会を開催していただきますようお願いいたします。

平成24年5月7日 (※以下上記文書と同じ)

(資料4) 家庭教育支援条例案に対する緊急声明

親学推進協会理事長 高橋史朗

大阪維新の会の大阪市議団が議員提案を予定していた「家庭教育支援条例案」に対して、「大阪自閉症協会」など大阪府内を中心に活動する13団体が、「学術的根拠のない論理に基づいている」として、条例案の撤回と勉強会の開催を求め、市議団は5月市議会での提案を見送ったと報じられています。

5月6日に大阪維新の会は、「本条例は、維新案ではありません。ある県で提出された条例案を議員団総会にて所属議員に『たたき台のたたき台』として配布したものであり、今後の議論の材料として提出したも

の」であることを明らかにしています。

そのことは同条例案の前文に「本県の」と書かれていることから明らかであり、ある県の極めて粗雑な非公式な私案が一体なぜマスコミに流れたのか理解に苦しみますが、私に対する不当な批判も散見されますので、見解を明らかにしておきたいと思えます。

同条例案に「乳児期の愛着形成の不足が軽度の発達障害やそれに似た症状を誘発する大きな要因」「伝統的子育てによって(発達障害は)予防できる」と書かれていることに対して、「親の育て方が原因であるような表現は医学的根拠がない」というのが、批判の最大のポイントになっています。この批判の箇所については、私の見解とは異なる点があります。

発達障害の原因は先天的な基礎

障害(impairment)ですから予防はできませんが、斎藤万比古総編集『発達障害とその周辺の問題』(中山書店)によれば、乳幼児期の早期に出現するとされる能力障害(disability)、さらに、学童期から思春期にかけて出現するとされる二次障害は「個体と環境の相互作用の結果の産物」として理解する必要があり、一つの側面として「発達障害は関係障害である」とも指摘されています。

したがって、子供たちに大きな影響を与える環境を整えることは、症状の予防や改善につながることができそうです。

また、文部科学省の脳科学に関する報告書も「遺伝要因と環境要因が複雑に絡み合って発症する」と述べ、世界保健機関(WHO)は11年前に障害分類を改定し、個人の障害を環境との関係性の中で捉え、個人因子と

環境因子の相互作用を重視する視点に転換しました。

さらに、浜松医科大学の杉山登志郎教授は、高齢出産やたばこの影響、多胎、未熟児、生後から1歳までの環境要因の積み重ねが発達障害の要因になりうると、指摘しています。

このように子供の発達にみられる後天的、二次的障害にウェイトを置いて発達障害に言及する科学的知見も見られます。家庭教育は子供の発達の支援であるという立場に立てば、このような科学的知見は、特にこれから親になる人たちに一刻も早く提供する必要があるのではないのでしょうか。より早期の対応が有効ともいわれています発達障害の予防と早期発見、早期支援に全力をあげる「未来への投資」こそが求められているのです。

勿論、「乳幼児期の愛着形成不足」が先天的な基礎障害の「大きな要因」

ではありません。
その点では条例案は不適切です。しかし、二次障害に環境要因が関係していることは明らかですから、二次障害については、早期発見、早期支援、療育などによって症状を予防、改善できる可能性が高いといえます。

その意味で、発達障害児・者の親の心情に最大限の配慮をしなければなりません。親を責め傷つけることにつながるという理由で、環境要因や育て方が二次障害に関係するとの見解までもタブー視し、「疑似科学」と不当なレッテル貼りをしてしまうことは、子供の「発達を保障」することによって得られる子供の「最善の利益」を損ねることになるのではないのでしょうか。

親の「人権侵害」だと声高に叫ぶ人々には、子供にも発達段階に応じて親から保護される権利があり、

教育基本法第10条が「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって…心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」と明記していることも忘れないでほしいと思います。

いずれにしても、この専門領域については未だ研究途上にあり、専門家の見解が分かれていますので、見解を異にする専門家からのヒアリングをしっかりと積み重ね「発達障害」という用語の定義を理解し、共通理解を深めたうえで、十分に論議を尽くして再発する必要があると思われます。

混乱を招いた一部不適切な条例案のために家庭教育支援条例の全体を葬り去ることは将来に禍根を残すこととなります。

今後、国会議員の勉強会でも発達障害と虐待の関係（虐待の連鎖一虐待に起因する「発達障害的的症状」）、

発達障害の環境要因と伝統的子育て（関わり方）などについて専門家からヒアリングを行い、科学的知見に基づく情報の提供に努めてまいりたいと思います。

平成24年5月8日



テレビ朝日からの おわびと訂正

○5月14日放送のテレビ朝日のクイズ番組「Qさま」を見た視聴者から、自閉症者が自らの殻にこもっている人というイメージの絵で表現されている。また自閉症は病気と間違ったとらえ方をしている。自閉症の正しい理解の妨げになるのではないかと放送終了後140件以上の苦情がテレビ朝日に寄せられ、ツイッターや2チャンネルでも話題になっていました。日本自閉症協会にも抗議すべきとの声がよせられていました。このことについて日本自閉症協会の対応を役員ML（メーリングリスト）で検討している最中、山崎会長から次のメールが入りました。…日本自閉症協会役員各位…14日（月曜日）、午後8時に放映されたテレビ朝日のバラエティ番組「Qさま!!」

の中で、自閉症に関する不適切な発言とイラストが出た件について、多くの会員の皆様からのご意見が寄せられました。早速、市川宏伸倫理啓発委員長に対応を依頼いたしました。ところが、昨日（15日）、テレビ朝日の担当者から私に連絡があり、140件以上の苦情が電話で寄せられたことの説明があり、一刻も早く面談して、お詫びをしたいとの申し出がありました。このため、都内の私の出先まで担当者に来てもらい、番組の中で不用意に「病気」という表現を使ったことと、誤解されるイラストを用いたことについての謝罪を受けました。この件は、テレビ朝日の社内でも大きな問題となり、検討の結果、「お詫びと訂正」をテレビ朝日のホームページに至急掲載し、苦情を寄せられた時には、改めて電話で謝罪することに

したいという説明を受けました。今回の件をきっかけにしてテレビ朝日社内での自閉症についての理解を深めて頂くことと、協会発行のガイドブックを読んで勉強して頂きたいことを申し入れておきました。さらに、自閉症協会の活動の意義を理解して頂き、自閉症の啓発に協力して頂くことを強く要望いたしました。本日、テレビ朝日の公式ホームページをチェックいたしましたが、上記に関する「おわびと訂正」が出ておりました。なお、番組担当者は、再放送される場合には自閉症に関するコメントは修正または削除することを検討するとのことでした。市川倫理啓発委員長と相談して、この件は訂正と謝罪文がホームページに掲載されたことで、終了したいと思います。なお、ホームページの「おわびと訂正」を見る場合、次の手順でご覧になれます。①テレビ朝日公式ホーム

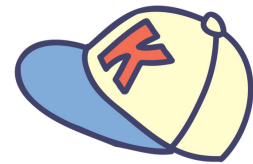
ページ、②バラエティ、③月曜よる8時、クイズプレゼンバラエティ-「Qさま!!」と進みますと、中央に「おわびと訂正」が出ております。(山崎晃資)なお、テレビ朝日のホームページに掲載されている内容は次の通りです。〈おわびと訂正〉5月14日の放送中、「ここ10年で患者数が増えている病気をえらびなさい」という問題の正当の一つに「自閉症」をいれましたが、自閉症は先天的な脳の機能障害と考えられています。また、同時に使用したイラストも誤ったイメージを与える表現でした。おわびするとともに訂正いたします。以上今回も、ツイッターや掲示板などインターネット社会の力に驚かされる出来事でした。河村

井戸水飲用後に発達障害

2012年5月14日 読売新聞に次の様な記事が載りました<読売新聞ウェブサイトの記事抜粋>…神栖市の井戸水ヒ素汚染問題で、住民側弁護士は13日、市内で会合を開き、国の公害等調整委員会が県の責任を認め、住民37人に慰謝料の支払いを命じた裁定の結果を住民に報告した。「対応は適切だった」との主張を続ける県に対しては、週内にも提訴の断念と住民への支援措置の実施を求めていくことを確認した。

弁護士によると、会合には井戸水飲用後に発達障害やめまいなどを訴え、健康被害が認定された住民ら9家族14人が参加。毒ガス原料としてヒ素を製造した国の責任が認められなかったことに不満の声が上がる一方、県に対しては、提訴せず、

裁定を受け入れるよう求める声が出た。…この件について 日本自閉症協会では市川宏伸倫理啓発委員長が読売新聞の医療部の方に個人ルートで注意喚起されました。これを書いたのは地方局の記者で発達上の課題と発達障害が混乱しているようでした。読売では早速、対応するとのことでした。河村



☆総会のお知らせ

次の様に定款にもとづき2012年度(平成24年)特定非営利活動法人奈良県自閉症協会通常総会を行いますので、参加よろしくお願ひします。なお定款第27条によると、「総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。」となっていますので、やむをえず参加出来ない正会員の方は必ず委任状をお出し下さい。

1. 日時

平成24年6月18日(月曜日)

2. 場所 大和郡山市社会福祉会館 2階会議室

奈良県大和郡山市植槻町3-8 (TEL 0743-53-6531)

3. 日程

9:30 受付

10:00~10:30 開会行事

10:30~11:45 講演「自

閉症児者とともに歩んできて」

講師 元特別支援学校

校長 小原 信先生

11:45~12:30 総会議事

なお、この講演は広く県民の方々も参加対象です。



ケンケンパよりお知らせ 感覚統合療法の勉強会

日時: 7月6日(金) 午前中

場所: 大和郡山市福祉会館

対象: 保護者、支援者、当事者の方
ほか自閉症協会の会員の方

お子さまと一緒にするOTの
訓練ではありませんのでご了承願ひ
ます

今年度もリハビリセンターの作業療法士宮崎先生に来ていただき、感覚統合についての勉強会を開催します。

昨年は主に感覚統合療法についての基礎知識を教えていただきました。今回は応用編としまして、家庭でできる感覚統合遊びについて教えていただく予定です。

何か先生へのご質問などありましたら下記アドレスまたはFAX・電話にてお問い合わせください。詳細につきましては次回6月号にてお知らせいたします。また、資料の準備の都合上、参加希望の方はケンケンパへお申込みいただきますよう、よろしくお願いいたします。

ケンケンパ メールアドレス ml@kenkenpa.org
 世話人 吉川 mikana0128@ybb.ne.jp 0745-31-0592 (Tel & Fax)

○東日本大震災の義援金の取り扱いと、「災害支援積立金(連帯活動基金)」募金のお願い

当ホームページに、「東日本大震災の義援金の受付を終了いたしました」という報告が掲載され、疑問を持たれた方が多かったものと思います。この報告は説明不足であり、誤解を招く結果になったことをお詫びすると共に、改めて今後も「災害支援積立金(連帯活動基金)」として募り続ける」ことをお知らせいたします。

この度の東日本大震災では、被災地の皆様には被災から一年を過ぎた現在も大変なご苦勞をされていることとお察しいたします。復旧・復興に時間がかかり過ぎており、とくに原発事故のあった福島県の皆様には、私たちの気持ちをどのようにお伝えすることができるのか言葉を見つけないことができません。

被災地の皆様、および被災地から離れて遠隔地の生活を余儀なくされていらっしゃる皆様には、ご健康に留意されて、一日も早くもとの生活に戻ることができますことを心より祈っております。

さて、この度、被災された皆様への義援金を募りましたところ、大変多くの方々からのご協力を頂き、有り難うございました。今回は3月末をもちまして義援金の集計を済ませて頂きました。義援金の総額は18,110,725円となり、これまでに2回に分けて被災4県の自閉症協会宛に総額14,000,000円を送金させて頂きました。その結果、3月末の残高額は4,110,725円となっております。この残金をどうするのかは、被災された4県の皆様のご意向を伺った上で決めたいと思います。

一般的に、「義援金は、一定の期間、現金をもって支援する」とされてお

ります。しかし、被災県の過酷な状況は相当長期に涉って続くものと思われれます。さらに、近い将来に発生が予測されている「東海・南海・東南海大地震」や「首都圏直下型大地震」などのことを考えますと、「現金並びに物資によって支援するための資金」として引き続き「災害支援積立金(連帯活動基金)」として募金を継続していきたいと考えております。これは、今後の災害発生時に迅速な救援活動を実施するための資金の準備も必要だからです。

皆様のご理解とご協力を、心よりお願いする次第です。平成24年4月30日 (社)日本自閉症協会 会長 山崎 晃資



○5月21日内閣府より障害者政策委員が公表されました

- (早稲田大学教授) 浅倉 むつ子
- (社会福祉法人日本身体障害者団体連合会理事) 阿部 一彦
- (静岡県立大学国際関係学部教授) 石川 准
- (財団法人全日本ろうあ連盟理事長) 石野 富志三郎
- (一般社団法人日本難病・疾病団体協議会代表理事) 伊藤 建雄
- (社会福祉法人ロザリオの聖母会海上療養所常勤医) 上野 秀樹
- (一般社団法人日本発達障害ネットワーク副理事長) 氏田 照子
- (日本経済団体連合会労働政策本部主幹) 遠藤 和夫
- (弁護士) 大谷 恭子
- (社団法人全国脊髄損傷者連合会副理事長) 尾上 浩二
- (特定非営利活動法人DPI(障害者インターナショナル)日本会議事務

- 局長) 大濱 眞
- (全国知事会(滋賀県知事)) 嘉田 由紀子
- (国立社会保障・人口問題研究所情報調査分析部長) 勝又 幸子
- (社会福祉法人全国盲ろう者協会評議員) 門川 紳一郎
- (公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事長) 川崎 洋子
- (特定非営利活動法人おおさか地域生活支援ネットワーク理事長) 北野 誠一
- (全国市長会(三鷹市長)) 清原 慶子
- (日本福祉大学客員教授) 後藤 芳一
- (日本社会事業大学教授) 佐藤 久夫
- (社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会常務理事) 新谷 友良

(全国「精神病」者集団運営委員) 関口 明彦 (社会福祉法人日本盲人会連合会長) 竹下 義樹 (社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事) 田中 正博 (ピープルファースト北海道会長) 土本 秋夫 (日本労働組合総連合会総合政策局長) 花井 圭子 (アジア・ディスアビリティ・インスティテート代表) 中西 由起子 (財団法人日本知的障害者福祉協会会長) 中原 強 (日本障害フォーラム幹事会議長) 藤井 克徳	(社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会制度・予算対策委員長) 三浦 貴子 (大阪大学大学院高等司法研究科教授) 棟居 快行 障害者政策委員会委員に任命する (各通)(平成24年5月21日付) 本件問合せ先 内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 付 電話3581-0278(直) 内閣府大臣官房人事課任用第2係 電話3581-2702(直)
--	--

総会のお知らせ

1. 日時 平成24年6月18日(月曜日)
2. 場所 大和郡山市社会福祉会館 2階会議室
奈良県大和郡山市植槻町3-8 (TEL 0743-53-6531)

発行人：関西障害者定期刊行物協会
住所：〒543-0015
大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F
編集人：河村 舟二
定価：100円